

霧島市条例第2号  
令和6年2月28日

霧島市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例(平成17年霧島市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第38条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。